

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	障害者（児）に係る紙おむつ等の助成に関する事務の特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号

1 特定個人情報保護評価の実施理由

区は、重度心身障害者（児）の衛生及び健康保持を図ることを目的とする「紙おむつに係る費用助成」の事務については、昭和63年から実施しているが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により平成28年1月から個人番号利用事務となった。しかし、特定個人情報保護評価については、対象人数が1,000人未満であったため、『しきい値判断』により実施していなかった。

平成28年度に、『高齢者おむつ費用助成受給者』の対象者見直しが実施されたことに伴い、それまで高齢者おむつ費用助成の対象であった身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度を持つ者については、『障害者（児）のおむつ費用助成の対象者』へと変更したため、本件対象者数が大幅に増加した（以下実績参照）。

その結果、平成29年度に、本件対象人数が1,000人を超え、『しきい値判断』の結果が変わったことから、特定個人情報保護評価の実施が必要となった。

<障害者（児）に係る紙おむつ等の助成に係る実績>

	大人用 現物助成	小人用 現物助成	現金助成	合計
平成27年度	185人	96人	39人	320人
平成28年度	752人	96人	151人	999人
平成29年度	760人	97人	162人	1,019人

※27、28年度は3月末現在、29年度は6月末現在

2 特定個人情報保護評価の実施結果

番号法に基づき、障害者（児）に係る紙おむつ等の助成に関する事務について、特定個人情報保護評価（基礎項目評価）を実施した。新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱に基づき、実施した評価書について、個人情報保護委員会へ提出に当たり、本審議会へ報告する。

資料29-1のとおり